

公布された条例のあらまし

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

児童福祉法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十八年十月一日から施行することとした。